警察本部訓令第１３号
昭和５１年7月２８日

「岩手県警察機動鑑識隊の運営に関する訓令」

（概要）

この訓令は、岩手県警察機動鑑識隊（以下「機動鑑識隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めたものである。

機動鑑識隊は、刑事部鑑識課に置かれ、その任務は

○　殺人（変死体を含む。）、強盗、強姦及び傷害致死事件
○　放火（原因不明の火災事件を含む。）及び重要施設又は大規模の失火事件
○　略取、誘拐及び現場設定を伴う企業恐喝事件
○　重要又は特異な侵入窃盗事件
○　爆発事故、事件並びに列（電）車、航空機等の交通機関に係る重大事故及び悪質妨害事件
○　重要ひき逃げ事件
○　その他警察署長から要請された事件

等の現場鑑識活動となっている。